

# 「神奈川県議会における個人情報の保護に関する条例（仮称）」における 審査会及び審議会の取扱い方針について

## 1 これまでの経過等

個人情報の保護に関しては、これまで、民間、国、独立行政法人、地方公共団体に対して個別の法律や条例によりそれぞれ別に規律されていたが、令和5年4月から施行される、改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」という。）により、共通ルールが規定され一元化された。

その一方で、改正法では、国会や裁判所を対象外としたこととの整合を図り、地方公共団体の議会は、改正法の対象となる地方公共団体の機関から除外（一部例外を除く。）されたことから、本県議会として独自の条例を制定する必要性が生じている。

そのため、本県議会では、「神奈川県議会における個人情報の保護に関する条例検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、議会として整理すべき論点の抽出など、条例制定に向けた検討を進めている。

今回は、「神奈川県議会における個人情報の保護に関する条例（仮称）」（以下「議会条例」という。）における、「審査会」及び「審議会」の取扱い方針について、整理することとしたい。

## 2 審査会について（自己情報の不開示決定等に係る審査請求等への対応）

### (1) 現行の取扱い

神奈川県個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）では、自己情報の不開示決定に不服があり審査請求があったときは、実施機関は、「神奈川県個人情報保護審査会」に諮問した上で、当該審査請求に対する裁決を行うこととしている。

県議会は、実施機関の一つとして、審査請求があれば当該審査会に諮問することとしている。（ただし、過去に審査請求の実績は無い。）

### (2) 改正法の施行に伴う課題

改正法では、地方公共団体（議会を除く。）に審査請求があった場合、行政不服審査法第81条第1項の規定により設置する附属機関としての審査会（以下「新審査会」という。）に諮問することとされている。

そのため、改正法の対象から除外されている本県議会について、審査請求があった場合の対応を整理する必要性が生じている。

### (3) 本県議会における対応案

本県議会においては、執行機関における「新審査会」を活用することとし、議会条例において、審査請求があった場合には「新審査会」に諮問することを規定することとしたい。

#### （「新審査会」を活用する理由）

- 本県では、これまで現行条例の下、執行機関と議会が一体となって個人情報の保護に取り組んできた経緯がある。
- 改正法に基づき執行機関に設置される「新審査会」を活用することにより、不服審査事務における本県全体の公正性・中立性を担保できる。

- 総務省行政管理局調査法制課及び国の個人情報保護委員会から、執行機関の附属機関である「新審査会」に議会の事務を諮問することは禁じられていないとの見解が示されている。
- 全国都道府県議会議長会（以下「全議」という。）が示した条例（例）においても、審査請求があった場合の諮問先は、執行機関の「新審査会」を想定している。
- 個別・専門性の高い審査請求に関する事務は、（議会単独ではなく）執行機関の附属機関を活用することにより、効率的な事務執行が期待でき、県民にとってもメリットがある。

### 3 審議会について（神奈川県情報公開・個人情報保護審議会への諮問の要否）

#### (1) 現行の取扱い

現行条例では、実施機関が個人情報の保護に関する制度の改善についての施策立案等にあたり、必要があれば神奈川県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問することができることとされている。

これまで、現行条例を改正する際、要配慮個人情報の取扱いや個人情報の目的外利用・提供等に関して諮問する必要性が生じた際に、審議会に諮問し、その答申を踏まえた対応を行ってきた。

#### (2) 改正法の施行に伴う課題

改正法では、地方公共団体の機関は、専門的な知見に基づく判断が特に必要であると認めるとき<sup>\*</sup>は、審議会に諮問を行うことができると規定されている。

そのため、地方自治法上、議会が審議会を設置できない制度にある中、改正法の対象から除外されている本県議会について、審議会への諮問の要否について整理する必要性が生じている。

※ 改正法では、要配慮個人情報の取扱いや、個人情報の目的外利用・提供等のように、「審議会の意見を聞いた上で取り扱うときはこの限りではない」といった個別規定はなくなった。

#### (3) 本県議会における対応案

全議が示した条例（例）では、「議長が特に必要があると認めた場合に、執行機関の設置する審議会に諮問することができる」との条文案を示しているが、本県議会として独自に審議会に諮問する必要性は極めて低いと考えられるため、議会条例には審議会への諮問に関する規定は設けないこととしたい。

##### （本県議会として独自に審議会に諮問する必要性は極めて低いと考える理由）

- 本県では、これまで現行条例の下、執行機関と議会が一体となって個人情報の保護に取り組んできた経緯があり、執行機関が得た答申結果を踏まえた対応を行ってきた。  
今後も、知事等の実施機関が得た答申結果を議会における実務に反映させることで支障はないものと考えられる。
- 将来的に法改正があり、議会条例の改正について検討する必要性が生じた場合は、今回の議会条例検討と同様に、法の改正内容に沿った対応を行うことになると考えられ、改めて審議会に諮問し、その知見を得る必要性は乏しいと考えられる。
- 仮に、議会条例の運用にあたり疑義が生じた場合、議会条例は法に準拠した内容で立案していることから、法に関する逐条解説や国の個人情報保護委員会の示すガイドライン等により相当程度の専門的知見を得ることも可能である。